

動物愛護功労者熊本県知事表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、動物愛護の推進に積極的に取り組み、「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現に顕著な功績のあった個人又は団体を知事が表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、知事表彰とする。

(表彰の対象者)

第3条 表彰は、次に掲げるものに該当し、その功績が優れ、かつ、県民の模範になると知事が認める個人又は団体を対象とする。

- (1) 保健所及び熊本県動物愛護センターの保護犬猫の譲渡に貢献した者
- (2) 適正飼養・終生飼養等動物愛護の普及啓発に貢献した者
- (3) 動物の愛護に関し、特に模範となるような業績をあげた者
- (4) 前各号に準じる功績があり、表彰に値すると認められる者

(被表彰者の決定方法)

第4条 被表彰者は、第3条の対象者に該当する者であり、動物愛護功労者選考委員会の選考を経て知事が決定するものとする。

2 動物愛護功労者選考委員会及びその運営に関しては、別に定めるものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、熊本県動物愛護月間に行うものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年(2025年)12月11日から施行する。